

# 徳島県意思疎通支援者派遣事業 (要約筆記) 利用のてびき

## 1. 実施主体

徳島県立障がい者交流プラザ 視聴覚障がい者支援センター  
(社会福祉法人 徳島県社会福祉事業団)

## 2. 派遣の対象

県の意思疎通支援者派遣事業の対象は下記のとおりです。

- ・複数市町村の住民が参加する障がい者団体等の会議、研修、講演、講義等や専門性の高い分野など当該市町村では派遣できない場合。

**申請先**：視聴覚障がい者支援センター

- ・市町村域を越える派遣を実施した場合において、派遣希望地の派遣費用が当該派遣元の費用を上回る場合で、市町村が負担できない場合に、その差額を可能な範囲で負担する。(県外派遣等)

**申請先**：市町村担当課

- ・その他、県が特に必要と認める場合。

## 3. 派遣の流れ

①	申請	指定の用紙にて申請をしてください。
②	調整	登録いただいている要約筆記者等へ、派遣可能かどうか伺い、調整します。
③	決定	派遣者が決まりしだい、申請者へ決定通知書を送付します。(郵送に時間を要しますので、事前にFAXでお送りすることがあります。)
④	派遣	申請した日時、場所に要約筆記者等を派遣します。

#### 4. 申請の際のお願い

- 申請は予定されている会議等の日程や場所等が決まりましたら、できるだけ早く、当センターまで出していただけますよう、よろしくお願いいたします。
- 当日使用する資料や、出席される方の名簿等がありましたら、要約筆記の事前準備に使用させていただくことがありますので、事前の提供にご協力ください。（資料の内容や量によっては、当日の打合せのみになる場合もあります。）
- 当日の要約筆記について、お気づきの点や疑問に思われたことがありましたら、当センターまでご相談ください。

#### 5. 緊急連絡について

急な予定の変更（日時、場所等）があった場合の緊急連絡については、当センターへご連絡ください。

（FAX 088-631-1500）（TEL 088-631-1400）

##### ○夜間（17時～21時）

この時間帯は当センター職員がいる場合と不在にしている場合が考えられますので、FAXの場合は、下記連絡先の両方へ連絡をお願いします。

##### ① 視聴覚障がい者支援センター

（FAX 088-631-1500）（TEL 088-631-1400）

##### ② 障がい者交流センター（交流プラザ 1階）

（FAX 088-631-1300）（TEL 088-631-1000）

##### ○休館日（木曜日）

障がい者交流センターへご連絡ください。

（FAX 088-631-1300）（TEL 088-631-1000）

※木曜日が祝日の場合は開館となります。その際、振替で別の平日が休館日となりますので、ご注意ください。